第6章 介護保険制度によるサービス







第6章 介護保険制度によるサービス

1 サービス類型ごとの見込量

(1) 居宅サービス等・介護予防サービス

① 居宅サービス等

		第	八期実	績			推計		
年 度サービス	単位	令和3 年度	令和 4 年度	令和5 年度 ※見込み	令和 6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和12 年度	令和22 年度
訪問介護	回/月	32, 547	34, 073	36, 531	39, 046	40, 248	40, 600	42, 971	50, 468
訪問入浴介護	回/月	656	645	592	601	617	631	663	778
訪問看護	回/月	10, 943	11, 074	10, 841	11, 377	11, 649	11, 755	12, 519	14, 716
訪問リハビリテ ーション	回/月	333	696	4, 671	4, 887	5, 011	5, 039	5, 368	6, 348
居宅療養管理指導	人/月	1, 945	2, 050	2, 158	2, 260	2, 318	2, 339	2, 488	2, 925
通所介護	回/月	10, 635	10, 474	10, 674	10, 858	11, 125	11, 212	11, 946	14, 062
通所リハビリテ ーション	回/月	3, 188	3, 227	3, 216	3, 369	3, 439	3, 474	3, 713	4, 364
短期入所生活介護	日/月	1, 322	1, 293	1, 202	1, 346	1, 384	1, 403	1, 478	1, 747
短期入所療養介護(老健)	日/月	513	601	647	713	734	734	789	927
短期入所療養介護(病院等)	日/月	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	日/月	2	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人/月	2, 242	2, 327	2, 397	2, 496	2, 556	2, 578	2, 750	3, 232
特定福祉用具購入費	人/月	41	39	37	38	39	39	44	50
住宅改修費	人/月	21	21	20	17	17	17	19	23
特定施設入居者 生活介護	人/月	698	705	725	744	757	772	828	971
居宅介護支援	人/月	3, 235	3, 307	3, 369	3, 513	3, 592	3, 622	3, 871	4, 547



② 介護予防サービス

		第	八期実	績			推計		
年 度サービス	単位	令和3 年度	令和 4 年度	令和5 年度 ※見込み	令和 6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和12 年度	令和22 年度
介護予防訪問入 浴介護	回/月	3	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回/月	1, 239	1, 141	1, 213	1, 229	1, 252	1, 258	1, 352	1, 556
介護予防訪問リハ ビリテーション	回/月	48	101	288	281	281	281	301	351
介護予防居宅療 養管理指導	人/月	175	198	237	252	256	257	277	318
介護予防通所リハ ビリテーション	人/月	87	90	94	93	95	95	103	118
介護予防短期入 所生活介護	日/月	10	9	11	7	7	7	7	7
介護予防短期入所 療養介護(老健)	日/月	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所 療養介護(病院 等)	日/月	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所 療養介護(介護医 療院)	日/月	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用 具貸与	人/月	577	593	590	620	628	633	682	782
特定介護予防福 祉用具購入費	人/月	10	13	14	23	24	25	26	30
介護予防住宅改 修費	人/月	13	14	16	17	18	18	19	21
介護予防特定施設 入居者生活介護	人/月	103	104	112	118	120	121	130	149
介護予防支援	人/月	759	787	790	832	845	851	917	1, 050

(2) 介護保険施設サービス

		第	第八期実績			推計					
年 度サービス	単位	令和3 年度	令和 4 年度	令和5 年度 ※見込み	令和 6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和12 年度	令和22 年度		
介護老人福祉施設	人/月	665	646	620	624	624	624	709	827		
介護老人保健施設	人/月	325	315	329	317	317	317	366	431		
介護医療院※	人/月	10	28	124	140	140	140	150	177		
介護療養型医療 施設	人/月	53	27	5	_	_	_	_	_		

^{※「}介護療養型医療施設」は令和6年3月末をもって廃止される予定



(3) 地域密着型サービス

		第	八期実	績			推計		
年 度サービス	単位	令和3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 ※見込み	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和12 年度	令和22 年度
定期巡回·随時 対応型訪問介護 看護	人/月	27	33	40	43	43	43	47	54
夜間対応型訪問 介護	人/月	58	69	76	88	89	91	96	114
地域密着型通所 介護	回/月	4, 041	3, 935	4, 154	4, 213	4, 305	4, 346	4, 666	5, 458
認知症対応型通所介護	回/月	892	892	740	765	798	798	840	996
小規模多機能型 居宅介護	登録者/月	68	75	77	81	85	86	92	107
認知症対応型共同生活介護	人/月	158	153	157	167	169	171	185	218
地域密着型特定 施設入居者生活 介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護 老人福祉施設入 所者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機 能型居宅介護	登録者/月	16	17	20	23	24	24	24	29

(4) 地域密着型介護予防サービス

		第	八期実	績			推計		
年 度サービス	単位	令和3 年度	令和 4 年度	令和5 年度 ※見込み	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和12 年度	令和22 年度
介護予防認知症 対応型通所介護	回/月	7	8	5	3	6	6	6	6
介護予防小規模多 機能型居宅介護	人/月	5	4	2	2	3	3	3	3
介護予防認知症対 応型共同生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0



2 施設整備計画(各年10月1日時点)

(1) 介護保険施設サービス

		第	八期実	績	計画値			
	年 度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	
サービス		年度	年度	年度	年度	年度	年度	
介護老人福祉施設	施設数	5施設	5 施設					
(特別養護老人ホーム)	定員数	521人	521人	521人	521人	521人	521人	
Λ =# +/	施設数	4 施設						
介護老人保健施設 	定員数	371人	371人	371人	371人	371人	371人	
人类医病院型	施設数	_	1 施設					
介護医療院※	定員数	_	129人	129人	129人	129人	129人	
人 羅病美刑医病 恢 乳	施設数	1施設	_	_	_	_	_	
介護療養型医療施設	定員数	129人	_	_	_	_	_	

^{※「}介護療養型医療施設」が令和4年8月に「介護医療院」に転換した。

(2) 地域密着型サービス

		第	八期実	績	計画値			
	年 度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	
サービス		年度	年度	年度	年度	年度	年度	
	施設数	3 施設						
小規模多機能型	登録定員数	78人	78人	78人	78人	78人	78人	
居宅介護事業所	通いサービス定員数	46人	46人	46人	46人	46人	46人	
	宿泊サービス定員数	19人	19人	19人	19人	19人	19人	
	施設数	1 施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	
看護小規模多機	登録定員数	29人	29人	29人	29人	29人	29人	
能型居宅介護事 業所	通いサービス定員数	15人	15人	15人	15人	15人	15人	
<i>X</i> 171	宿泊サービス定員数	5人	5人	5人	5人	5人	5人	
認知症高齢者グ	施設数	8 施設						
ループホーム※	定員数	170人	170人	170人	170人	170人	170人	

[※]開設予定を令和8年度末として認知症高齢者グループホームの公募を実施予定

(3) 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況 (実績値のみ記載)

年 度		第八期実績				
サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度		
七 收	施設数	27施設	29施設	30施設		
有料老人ホーム	定員数	1,930人	2,097人	2, 127人		
	施設数	9 施設	9 施設	9 施設		
サービス付き高齢者向け住宅 	定員数	384人	384人	384人		



3 介護給付費まとめ

(1) 第九期計画期間

単位:千円

	第八期実績				推	計	
年 度費用等	令和3 年度	令和 4 年度	令和5 年度 ※見込み	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	合計
総給付費(a)	11, 897, 980	11, 976, 735	12, 838, 642	13, 416, 511	13, 660, 686	13, 768, 627	40, 845, 824
特定入所者介護サー ビス等費(b)	227, 708	185, 505	179, 876	196, 610	199, 969	203, 508	600, 087
高額介護サービス等 費(c)	405, 742	387, 324	398, 755	424, 029	432, 365	440, 017	1, 296, 411
高額医療合算介護サ ービス等費(d)	55, 243	58, 985	60, 842	62, 798	64, 199	66, 003	193, 000
審査支払事務手数料 (e)	14, 103	14, 518	15, 107	17, 008	17, 299	17, 605	51, 912
標準給付費見込額 (f)=(a)+(b)+(c)+(d)+(e)	12, 600, 776	12, 623, 067	13, 493, 222	14, 116, 956	14, 374, 518	14, 495, 760	42, 987, 234
地域支援事業費(g)	622, 082	630, 095	647, 499	663, 938	668, 310	672, 713	2, 004, 961
総合計 (h)=(f)+(g)	13, 222, 858	13, 253, 162	14, 140, 721	14, 780, 894	15, 042, 828	15, 168, 473	44, 992, 195

(2) 令和 12 年度と令和 22 年度の推計

単位:千円

年 度費用等	令和12 年度	令和22 年度
総給付費(a)	14, 943, 082	17, 535, 662
特定入所者介護サー ビス等費(b)	217, 800	253, 776
高額介護サービス等 費(c)	470, 918	548, 706
高額医療合算介護サ ービス等費(d)	70, 638	82, 306
審査支払事務手数料 (e)	18, 841	21, 953
標準給付費見込額	15, 721, 279	18, 442, 403
地域支援事業費(g)	695, 036	770, 652
総合計 (h)=(f)+(g)	16, 416, 315	19, 213, 055



4 第1号被保険者の介護保険料

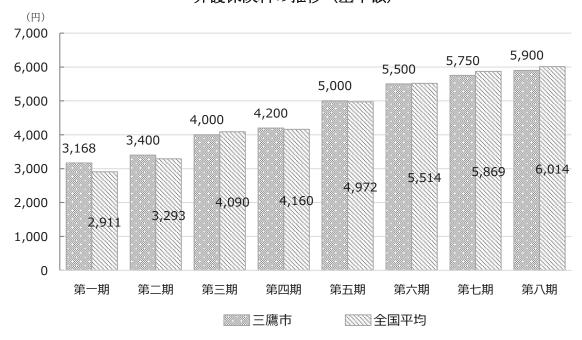
(1) 第八期までの介護保険料の推移

介護保険制度は、介護を社会全体で支えることを目的として平成 12 年に創設された制度で、40 歳以上の人が被保険者となって介護保険料を納め、介護や支援が必要となったときにサービスが利用できる「支えあい」の制度です。

65 歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、計画期間(3年間)の介護サービス見込量(給付費)に応じて市区町村ごとに決められています。

介護保険料の基準額の全国平均は、第一期(平成 12 年度~14 年度)は月額で 2,911 円でしたが、高齢者人口の増加に伴い要介護認定者数も増加し、介護サービス量(給付費)も増加したため、第八期(令和 3 年度~令和 5 年度)では 6,014 円と約 2.1 倍になりました。

三鷹市においても全国とほぼ同様の傾向であり、介護保険料の基準額は、第一期3,168円から第八期では5,900円と約1.9倍に上昇しています。



介護保険料の推移(基準額)

(2) 介護保険料の設定

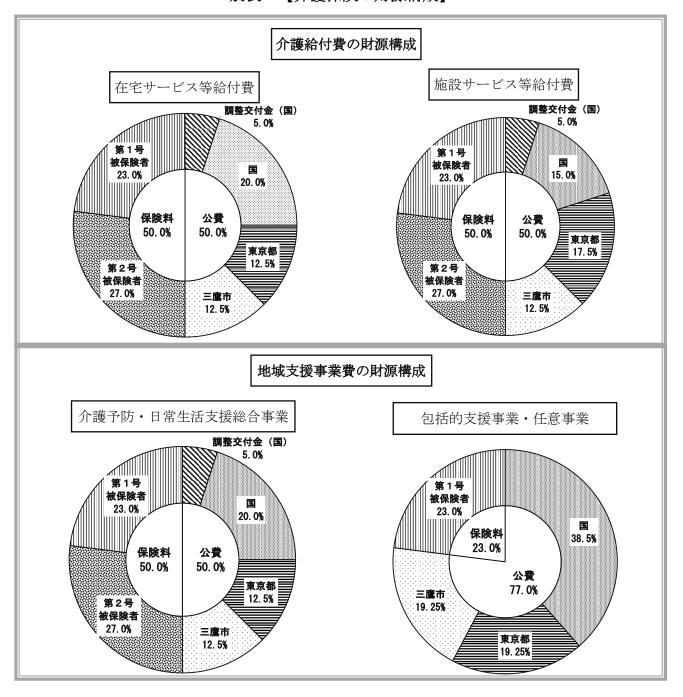
① 費用負担の構成

介護保険事業は、市の一般会計とは別に介護保険事業特別会計で運営されて おり、財源は法令により、保険料 50%と公費 50%で構成されています(第九 期(令和6年度~令和8年度)の介護給付費と地域支援事業費の財源構成の詳 細な内訳は別表のとおりです。)。



第1号被保険者(65歳以上の方)と第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)の介護保険料の負担割合は、法令によって定められます。第九期の第1号被保険者の介護保険料の負担割合は「23%」となっており、第八期と変更ありません。

別表 【介護保険の財源構成】





② 総給付費と介護保険料の見込み

高齢者人口や要介護認定者数の増により、第九期においても給付費の総額は引き続き増加が見込まれるとともに、介護報酬の改定(令和6年度~令和8年度平均で1.54%増)など給付費の増加要因があります。

こうした影響により、総給付額は約420億円(第八期)から約450億円(第 九期)に増加すると推計しています。このうち、約106億円※が第九期の第1 号被保険者の負担分となります。

※ 財政調整交付金の交付率が5%を下回る見込み等により、総給付額約450億円の23%より高い額となっています。

③ 介護保険料の上昇抑制策

ア 介護給付費準備基金の活用

第八期までの介護保険料剰余金を積み立てている「介護給付費準備基金 (介護保険保険給付費準備基金)」のうち、約5億7千万円を取り崩して第 九期の介護保険料の財源に充当し、介護保険料の額の上昇を抑制します。

イ 低所得者への配慮

- (ア) 第1段階~第3段階については、公費投入による介護保険料軽減措置を 継続することにより、第八期からの引き上げ額は月額0円(同額)~200 円に抑制します。
- (イ) 三鷹市独自の介護保険料個別軽減措置についても継続し、介護保険料負担の軽減を図ります。

④ 介護保険料基準額

三鷹市の第九期介護保険料の基準額は、月額6,300円となります。

なお、中長期の推計としては、高齢者人口が増加し、このままのペースで介護認定者が増加していくと仮定すると、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年度の基準額は、第九期の約 1.29 倍の月額 8,100 円程度になる見込みです。

(3) 介護保険料の所得段階別設定

① 第九期における変更点と介護保険料負担の考え方

第九期では、国の標準段階が第9段階から第13段階へ多段階化され、高所得者の所得段階が引上げられることに伴い、三鷹市においても第八期における第10段階と第11段階を細分化し、第八期では第17段階までとしていた所得段階について第19段階までとしました。また、第12段階までの保険料率については、国の標準乗率を下回るか同程度とすることで保険料の上昇を抑制し、より負担能力に応じた所得段階設定としました。



② 第九期における介護保険料の所得段階別設定

第1段階 ・生活民選受給者の方 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の年金収入額 と含計所得金額の含計が80万円以下の方 基準額×0.270 20.400円 第2段階 世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の年金収入額と含計所得金額の含計が80万円以下の方 基準額×0.381 28.800円 第3段階 世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の年金収入額と合計所得金額の含計が120万円以下の方 基準額×0.651 49.200円 第4段階 木が住民税非課税で、地帯に住民税課税者がいる場合で、本人の前年の年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円以下の方 基準額×0.842 63.600円 第5段階 本人が住民税課課税で、世帯に住民税課税者がいる場合で、本人の前年の年金収入額と合計所得金額が120万円未 80万円退か方 基準額×1.135 85.800円 第7段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円从 上210万円未満の方 基準額×1.461 110.400円 第9段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以 上320万円未満の方 基準額×1.461 110.400円 第11段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以 上520万円未満の方 基準額×1.699 128.400円 第11段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以 上520万円未満の方 基準額×2.096 158.400円 第13段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以 上720万円未満の方 基準額×2.310 174.600円 第15段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,500万円 以上1000万円未満の方 基準額×3.112 235.200円 第17段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,500万円 以上2,000万円未満の方 基準額×3.596 271.800円 第17段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が3,000万円 以上3,000万円未満の方 基準額×3.762 284.400円 <	所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第2段階 合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	第1段階	・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の年金収入額	基準額×0.270	20,400円
# 3 日	第2段階		基準額×0.381	28,800円
第4段階 で、本人の前年の年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円以下の方 基準額×0.842 63,600円 80万円以下の方 第5段階 木人が住民税非課税で、世帯に住民税課税者がいる場合 で、本人の前年の年金収入額と合計所得金額が120万円未 湯の方 基準額 75,600円 第7段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未 満の方 基準額×1.35 85,800円 第7段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以 上210万円未満の方 基準額×1.270 96,000円 第8段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以 上320万円未満の方 基準額×1.461 110,400円 第10段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以 上520万円未満の方 基準額×1.699 128,400円 第11段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以 上620万円未満の方 基準額×2.096 158,400円 第13段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以 上720万円未満の方 基準額×2.310 174,600円 第14段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以 上1,000万円未満の方 基準額×3.112 235,200円 第15段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,000万円未満の方 基準額×3.413 258,000円 第17段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,500万円以上3,000万円未満の方 基準額×3.596 271,800円 第18段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が3,000万円以上5,000万円未満の方 基準額×3.762 284,400円 第19段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が5,000万円 以上5,000万円未満の方 基準額×3,889 294,000円	第3段階		基準額×0.651	49,200円
第5段階 で、本人の前年の年金収入額と合計所得金額の合計が 基準額 75.600円 80万円超の方	第4段階	で、本人の前年の年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円以下の方	基準額×0.842	63,600円
第7段階	第5段階	で、本人の前年の年金収入額と合計所得金額の合計が	基準額	75,600円
第7 段階 上210万円未満の方	第6段階		基準額×1.135	85,800円
#38段階 上320万円未満の方 基準額×1.461 110,400円 第9段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 基準額×1.699 128,400円 第10段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 基準額×2.096 158,400円 第11段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方 基準額×2.096 158,400円 第12段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方 基準額×2.310 174,600円 第13段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上800万円未満の方 基準額×2.477 187,200円 第14段階 上700万円未満の方 基準額が800万円以上1,000万円未満の方 基準額×2.826 213,600円 第15段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1500万円未満の方 基準額×3.112 235,200円 第16段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方 基準額×3.413 258,000円 第17段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が2,000万円 基準額×3.596 271,800円 第18段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が3,000万円以上3,000万円未満の方 基準額×3,596 271,800円 第18段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が3,000万円 基準額×3,762 284,400円 第19段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が5,000万円 基準額×3,762 284,400円 第19段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が5,000万円 基準額×3,889 294,000円	第7段階		基準額×1,270	96,000円
第10段階 上420万円未満の方 基準額×1,699 128,400円 第10段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 基準額×2,096 158,400円 第11段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方 基準額×2,310 174,600円 第12段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方 基準額×2,310 174,600円 第13段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上800万円未満の方 基準額×2,477 187,200円 第14段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方 基準額×3,112 235,200円 第15段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円 以上1500万円未満の方 基準額×3,413 258,000円 第16段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,500万円 以上2,000万円未満の方 基準額×3,413 258,000円 第17段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が2,000万円 以上3,000万円未満の方 基準額×3,596 271,800円 第18段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が3,000万円 以上5,000万円未満の方 基準額×3,762 284,400円 第19段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が3,000万円 以上5,000万円未満の方 基準額×3,762 284,400円 第19段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が5,000万円 基準額×3,762 284,400円 第19段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が5,000万円 基準額×3,889 294,000円	第8段階		基準額×1.461	110,400円
### ### ### #########################	第9段階		基準額×1.699	128,400円
### 11日	第10段階		基準額×1.905	144,000円
# 12 日本	第11段階		基準額×2.096	158,400円
# 136階 上800万円未満の方 基準額×2.477 187,200円 第14段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方 基準額×2.826 213,600円 第15段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円 以上1500万円未満の方 基準額×3.112 235,200円 第16段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,500万円 基準額×3.413 258,000円 第17段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が2,000万円 以上3,000万円未満の方 基準額×3.596 271,800円 第18段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が3,000万円 以上5,000万円未満の方 基準額×3.762 284,400円 第19段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が5,000万円 基準額×3.889 294,000円	第12段階		基準額×2.310	174,600円
第14段階上1,000万円未満の方基準額×2.826213,000円第15段階本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円 以上1500万円未満の方基準額×3.112235,200円第16段階本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,500万円 以上2,000万円未満の方基準額×3.413258,000円第17段階本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が2,000万円 以上3,000万円未満の方基準額×3.596271,800円第18段階本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が3,000万円 以上5,000万円未満の方基準額×3.762284,400円第19段階本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が5,000万円 よ進額×3.889294,000円	第13段階		基準額×2.477	187,200円
第15段階 以上1500万円未満の方 基準額×3.112 235,200円 第16段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,500万円 以上2,000万円未満の方 基準額×3.413 258,000円 第17段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が2,000万円 以上3,000万円未満の方 基準額×3.596 271,800円 第18段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が3,000万円 以上5,000万円未満の方 基準額×3.762 284,400円 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が5,000万円 基準額×3.889 294,000円	第14段階		基準額×2.826	213,600円
第16段階 以上2,000万円未満の方 基準額×3.413 258,000円 第17段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が2,000万円 基準額×3.596 271,800円 第18段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が3,000万円 基準額×3.762 284,400円 以上5,000万円未満の方 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が5,000万円 基準額×3.889 294,000円	第15段階		基準額×3.112	235,200円
第17段階 以上3,000万円未満の方 基準額×3,596 271,800円 第18段階 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が3,000万円 以上5,000万円未満の方 基準額×3.762 284,400円 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が5,000万円 ま進額×3,889 294,000円	第16段階		基準額×3.413	258,000円
第18段階 以上5,000万円未満の方 基準額×3.762 284,400円 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が5,000万円 _{其進額×3.889} 294,000円	第17段階		基準額×3.596	271,800円
- 4 1 9 日	第18段階		基準額×3.762	284,400円
以上の方	第19段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が5,000万円 以上の方	基準額×3.889	294,000円

[※] 第1段階から第3段階までの年額保険料は公費投入による軽減後の額(公費軽減前は、第1段階が基準額×0.440で年額保険料33,200円、第2段階が基準額×0.581で年額保険料43,900円、第3段階が基準額×0.655で年額保険料49,500円)

[※] 住民税非課税で年金収入がある場合の「合計所得金額」は、「公的年金等に係る雑所得」を差し引いた金額となります。



